

子ども・子育て会議（第25回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第28回）  
合 同 会 議  
議 事 録

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て会議（第25回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第28回）合同会議  
議 事 次 第

日 時 平成27年7月27日（月）14：00～16：00

場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

1.開 会

2.議 事

（1）私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査

（2）平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告

（3）その他

3.閉 会

【配布資料】

資料1	子ども・子育て会議基準検討部会委員名簿
資料2	私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査
資料3	平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の 実施状況報告について
資料4	地域型保育事業の認可件数
資料5	経済財政運営と改革の基本方針2015（抜粋）
資料6	「日本再興戦略」改訂2015（抜粋）
資料7	「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」 の公表開始について
参考資料	委員提出資料

無藤会長 それでは、定刻になりましたので、第25回「子ども・子育て会議」、第28回「子ども・子育て会議基準検討部会」合同会議を開催いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

竹林参事官 事務局でございます。

まず初めに、子ども・子育て会議基準検討部会委員の選任及び部会長代理につきましては、子ども・子育て会議令第4条第2項及び第5項により、部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされておりまして、資料1のとおり指名されておりますので、御報告申し上げます。

その上で、委員の方々の御出欠について御報告申し上げます。

秋田喜代美委員、小室淑恵委員、佐藤博樹委員、蜂谷真弓委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございます。また、佐藤栄一委員、渡邊廣吉委員におかれましては、本日、所用により御欠席ですが、代理として宇都宮市子ども部長川中子武保様、聖籠町教育委員会子ども教育課瀬高英輔様に御出席いただいております。

また、このたび事務局に人事異動がございましたので紹介をさせていただきます。内閣府においては、7月21日付で子ども・子育て本部参事官（総括担当）に田中愛智朗が着任しております。また、6月3日付で子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）として、私、竹林経治が着任しております。よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省においては、7月8日付で雇用均等・児童家庭局保育課企画官に楠目聖が着任しております。

楠目保育課企画官 よろしくお願いいたします。

竹林参事官 以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては、お手元にある議事次第に記載したとおりでございますが、資料1から参考資料までお配りしております。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、まず、「私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査」について、2番目ですが、「平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告」です。その他、幾つかございますけれども、それらを一括して事務局から御説明、御報告を受けます。その後、御議論、御質問をお願いしたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

淵上幼児教育課長 文部科学省幼児教育課長でございます。資料2に基づきまして、「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果」について御報告を申し上げます。

お手元の資料2を御覧いただければと存じます。

恐縮ですが、まず 8 ページを御覧いただければと存じます。別添としまして、平成26年 4月10日付の 3 府省事務連絡の概要をつけさせていただいております。私立幼稚園が新制度へ円滑に移行できるようにということで、何点かにわたる事務連絡を発出させていただきました。左側にございます主な課題として 4 点ございます。「市町村と幼稚園の関係構築、体制整備」という点。また、「市町村の計画に基づく認定こども園や新制度への円滑な移行支援」という点。3 点目が「施設型給付の適正な実施」という点。4 点目が「一時預かり事業（幼稚園型）の適正な実施」でございます。この 3 点目、4 点目につきましては、一番右下のところでございます。国において、各市町村の額や理由など実施状況を調査・公表するというところで、昨年事務連絡を発出させていただいているところがございます。と申しますのも、3 点目の「施設型給付の適正な実施」というところがございますが、真ん中の箱の 2 つ目の でございます。市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定するということになってございます。仮に国の基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を行っていただくということにしてございます。

また、一時預かり事業（幼稚園型）の適正な実施ということでございますが、これは現在、私学助成の預かり保育で幼稚園の預かり保育は実施されているところでございますが、原則として新制度に移行した場合には一時預かり事業を受けていただくということで、その実施状況、意向などを把握した上で適切に実施していただくということにしてあったわけでございます。主としてこの 2 点につきまして、今回、フォローアップ調査を行ったものでございます。

1 ページにお戻りいただければと存じます。

調査の趣旨でございますけれども、今、申し上げました事務連絡を受けて各市区町村の施設型給付及び一時預かり事業の実施状況を把握するというものでございます。主な調査項目は 2 点ございますけれども、1 点目が教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の関係。今、申し上げました給付額が国基準どおりかどうかということ、また、これに関連しまして、利用者負担額についても国基準と同様かどうかという点でございます。

大きな 2 点目は一時預かり事業の実施の状況等でございます。調査時点は、3 番の 3 つ目のポツにございますように平成27年 4 月 1 日時点での状況でございます。

それでは、2 ページ目を御覧いただければと存じます。

まず、大きな 1 項目目の施設型給付の関係でございますが、教育標準時間認定子どもに係る給付の設定額が国の定める基準と同額というところが 1,461 自治体、83.9%でございます。未設定のところは 280 自治体でございます。この未設定のところは、自らの市区町村内に私立幼稚園がないといったような状態のところが多数でございます。設定していただいているところについては、全て国の基準と同額だったということでございます。

2 点目でございますけれども、教育標準時間認定子どもの利用者負担額についてでございます。と同様に未設定のところは 222 自治体でございますけれども、政令で定める額と同

額の自治体が約2割、また、政令で定める額よりも低額に設定したところが7割弱という状況でございます。

3点目の今申し上げました利用者負担額を政令で定める額よりも低額に設定した理由でございますけれども、新制度に移行しない園とのバランス、あるいは、公立施設とのバランス、あるいは保育所等とのバランスといったようなことで、こちらにありますような状況でございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただきたいと存じます。大きな2点目の一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況でございます。

今回、市町村で一時預かり事業（幼稚園型）をどの程度実施していただいているかというところでございます。公立・私立幼稚園とも実施しているところが8.4%、私立幼稚園のみ実施が20.6%、公立幼稚園のみ実施というところが14.8%となっております。実施していないというところが56.2%あるわけですが、この注にございますように、域内に新制度に移行した私立幼稚園がある自治体が301自治体でございますけれども、このうち86.4%の260自治体で幼稚園型の一時預かり事業が実施されているという状況でございます。私ども国の予算がぎりぎりまでお示しすることが難しかったというような状況の中で、各市区町村にお願いをさせていただいていたところでございますけれども、多くの自治体で事業化がされているというところでございます。

また、でございますけれども、一時預かり事業で他市区町村の居住者の利用を認めているかどうかというところでございます。これは、3分の2の自治体で他市区町村の方々の利用を受け入れているという状況でございます。認めていないというところも、他の質問との関係から、認めていないというよりは、実態は他市区町村からの希望がないというようなことがほとんどかというふうに理解をしております。

それから、4ページ目でございます。一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施していないという理由について質問させていただいたものでございます。事業者からの希望がなかったというところが約3割、また、市区町村の提示した実施要件に合致しなかったところが7自治体、保育所でのニーズが満たされているというところ、また、今後実施する方向で検討中といったところでございます。その他が4割強でございますけれども、このうちのほとんど、545自治体中の442自治体、8割強の自治体は、この注にございますように、域内に私立幼稚園がないといったようなこととなっているところでございます。

また、一時預かり事業の補助単価額でございますけれども、ほぼ全ての自治体で国の示した額と同額というふうになっております。一部の自治体で国の示した額よりも高額あるいは低額というところがあるという状況でございます。

5ページ目を御覧いただければと思いますが、今、申し上げました補助単価額が国の示した額と異なる理由を聞いたものでございます。「その他」の注のところでございますけれども、自治体独自の加算を行っているために国基準よりも増えているといったところがございます。一方、こちらに記載はしてございませんけれども、減らしているところの理

由としては、利用者負担額を高くとっている園については事業費を少し減額する方法をとっているといったようなところがありました。

それから、一時預かり事業の利用料の設定者でございます。これにつきましては、市区町村が設定しているというところが約5%、市区町村が定めた一定のルールのもとで園が設定しているというところが12%ぐらい、園で設定していただいているというのが8割強ということでございます。これまで、先ほど申し上げました一時預かり事業は預かり保育という形で各園が利用料を設定してやってきてございますので、こうした経緯を踏まえて各市区町村が各園の判断を尊重している実態というのが伺えるところでございます。

続きまして、一時預かり事業（一般型）の実施状況でございます。これは、幼稚園につきましては非在園児（在園児以外のお子さん）を預かる場合の事業でございます。私立幼稚園において実施をしている自治体が9.6%、私立幼稚園では実施していないけれども保育所等において実施しているところが55%、実施していないが35%といったような状況でございます。

それから、8番が一時預かり事業（一般型）を私立幼稚園で実施していない理由というところでございますけれども、保育所でのニーズが満たされるというところが37.9%、私立幼稚園から希望がなかったというところが37.5%、今後検討するというところが3.6%、その他は19.7%でございますが、その他の多くは域内に私立幼稚園がないといったようなところでございます。

最後に7ページでございます。参考でつけさせていただきます。

この4月に私立幼稚園のうち、どれだけの幼稚園が新制度に移行したかという実態でございます。平成27年3月31日現在の私立幼稚園が8,124園ございましたけれども、このうち1,884園、23.2%の園が新制度に移行したということになりました。このうち幼稚園のまま移行したというところが560園、6.9%、幼稚園型認定こども園となって移行したところが511園、幼保連携型認定こども園となって移行したところが813園、合わせて1,884園という状況でございます。もともと私どもとして2割程度の移行という状況は把握していたわけでございますけれども、今回こういう結果になっているということでございます。

なお、来年度（28年度）にどの程度移行するかにつきましては、現在、意向調査を開始したところでございます。国への提出締切りは8月中旬としてございますので、9月中には全体の結果はまとまってくるかというふうに思っているところでございます。

私からの御報告は以上でございます。

竹林参事官 続きまして、内閣府の子ども・子育て支援担当参事官でございます。

資料3の「平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について」というA4、1枚の紙の説明をさせていただきたいと思っております。

今年度、新制度の施行初年度ということで、各自治体においてさまざまな運営上の課題などに直面されているだろうということで、前回子ども・子育て会議でも申し上げましたとおり、3府省の管理職が中心となって各都道府県において情報交換・意見交換会を開

催してきております。最初に開催状況ですけれども、これまでこの資料に掲載されております11の県で実施してきているところがございます。いただいている主な意見、要望等ということでございますが、1.の地方自治体からの御意見といたしましては、例えば(1)の認定事務につきまして、1つ目のポツにございますように、支給認定区分の1号、2号、3号の間の変更でございますとか、保育標準時間と保育短時間の間の変更が多いということ。それから、2つ目のポツにございますとおり、3歳到達による認定変更や認定証の発行、返納事務などによりまして業務量がふえているといった御指摘。

(2)の利用調整についてでございますが、2つ目のポツでございますけれども、広域入所で他市町村の公立施設を利用する場合に、公立の場合は施設を運営する自治体が利用料を徴収することになりますので、保育料を決定する自治体と徴収する自治体が異なり、事務が煩雑化しているといった御指摘。

(3)の給付事務に関しましては、各種加算の認定事務が進んでいないため、概算払いを行っているといった状況について。

2.の関係者からの評価等ということで、(1)の2つ目のポツにございますとおり、やはり認定の頻繁な変更により管理が複雑になったという御意見が施設事業者側からも出ておりますし、事業者あるいは保護者の方からも仕組みがよくわからない、加算が複雑であるといった御趣旨の御意見をいただいているところがございます。

こういった御意見あるいは状況に対する今後の対応につきましては、括弧内の印のところがございますとおり、まず、事務処理面の課題などにつきましては、いただいた御意見、御要望を踏まえまして、法の枠内で可能な運用改善について検討させていただきまして、今後もFAQなどの更新を行っていきたいと考えております。

また、制度の御理解ということにつきましては、各種媒体を通じた広報でございますとか、あるいは地域で勉強会などを開催して制度について適切に説明していただけるような子育てリーダー的な方の育成を目的とした研修、ここでは下から2行目に「新制度普及啓発人材育成研修」と書いてありますが、これを全国8か所で行うことにしております、こういった取り組みをしていきたいと思っております。

一番下、3.でございますが、新制度の移行により改善した点についてのお声も紹介いたしますと、1つ目のポツでございますが、家庭的保育事業などが地域型保育事業として認可を受けられるようになって安定的な事業が行われるようになったこと。2つ目のポツですけれども、公定価格により職員の処遇改善が行われたことなどについて評価をいただいているという状況でございます。

資料3については以上でございます。

朝川保育課長 引き続き保育課長です。資料4を御覧いただければと思います。

新制度で新しく地域型保育事業という枠組みが設けられて、新しい保育の受け皿の類型ができましたけれども、今年の4月1日時点で市区町村が認可した数について把握し、整理しましたので御報告したいと思います。

上に表がございますけれども、縦に見ていただくと、サービスの類型ごとの件数が掲げられております。家庭的保育事業が931、小規模保育事業A、B、C全てトータルすると1,655、内訳はそれぞれ括弧書きで書いてあるとおりです。居宅訪問型保育事業が4、事業所内保育事業が150、合計2,740ということです。

横に見ていただくと、設置主体別の数が書いてございますが、公立、私立の別でいきますと私立が2,520で圧倒的に多い。設置主体別でいきますと社会福祉法人が287、株式会社・有限会社が622、個人が1,197、その他が634、個人が多くなっておりますのは家庭的保育から移行しているものが多い影響もあるのではないかと思います。

表の下、それぞれの事業ごとに特徴的な点を書いてございますので御参照いただければと思います。

以上でございます。

竹林参事官 続きまして、また内閣府の参事官でございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。「経済財政運営と改革の基本方針2015」、いわゆる骨太の方針が先月末に取りまとめられたところでございますが、新制度関連の記述の抜粋の資料を用意させていただいておりますので、概略のほうを説明させていただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。第2章の2の「[2]結婚・出産・子育て支援等」というところでございますが、最初の1つ目のパラグラフでは、少子化対策とか子供の貧困対策について言及がなされておりますけれども、次の2つ目のパラグラフで新制度について記述をされております。

ここがございますように、子ども・子育て支援新制度を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上に消費税増収分を優先的に充てる。また、さらなる質の向上を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。待機児童解消加速化プラン、放課後子ども総合プランなども確実に推進するといった記述になっております。

また、その下の[3]の教育再生に関する部分でございますが、その2つ目の「幼児教育は」と始まるパラグラフの2行目でございますけれども、少子化社会対策大綱なども踏まえて幼児教育の無償化に向けた取り組みを財源を確保しながら段階的に進めるといった記述がされているところでございます。

この資料については以上でございます。

朝川保育課長 続きまして、保育課長です。

資料6でございます。「『日本再興戦略』改訂2015」ということで、いわゆる成長戦略について政府として取りまとめが行われましたので、保育に関連する部分の記述がございますので御紹介します。

まず、めくっていただいて3ページ目の上から2段落目のところですが、女性の活躍推進を進めるために待機児童解消、あるいは保育士確保が重要だという記述がございます。



その後、ちょっと飛ばしていただいて9ページ目から、8ページ目までもちょっとした記述はあるのですが、重立った記述だけ申し上げますと、9ページ目のところで、KPI、指標で管理する枠組みになっておりますが、指標が2つ設定されておまして、上の2つ、1つは待機児童解消加速化プランについて、5年間で40万人、昨年度、一昨年度の2年間で19万1,000人を達成したという状況。2つ目の指標は、保育士について2017年までに46.3万人確保、2013年の時点では37.8万人ということです。

次に、12ページ目から新たに講ずべき具体的施策として記述されたところがございますけれども、保育について何点が指摘がされているところがございます。項目のみ御紹介しますと、12ページ目の下のほうに として「保育士確保に向けた取組」というのがありますが、その中に5つほどありまして、ポツのところだけ見ていただきますと、潜在保育士の掘り起こしのための効果的対策の実施、これは短時間の働き方の人とかチームの強化とかそういう話です。2つ目、13ページ目の1つ目のポツですが、新卒保育士の就職率の向上に向けた取り組み、養成施設から保育所に勤める人をふやすという話。3つ目は、保育士の離職率低減・定着に向けた取り組み。4つ目が即効性のある保育士確保のための方策として地域限定保育士制度、これは先般、国会で法律が成立しておりますけれども、その制度の実施など、保育士試験を年2回実施する、それを推進するということです。

ということで、「保育の担い手の確保」というところでの指摘は、1つは、保育する児童が少数である場合、少数の時間帯の保育士数の取り扱いについて検討するというのが1つ。

14ページ目に入って2つ目が、他の国家資格を有する者の活用の検討ということで、養成過程において何らかの工夫ができないかを検討するという内容でございます。

としまして国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置、これは国交省の政策でございますけれども、都市公園内で保育所が設置できるような緩和でございます。

4つ目、保育の場の整備状況の的確な実態把握と積極的な広報ということで、これは先ほど資料4で見ていただいたような、保育の受け皿についてその状況を把握するという話でございます。

最後は、保育所における第三者評価の受審促進ということで記述がされております。

以上でございます。

竹林参事官 また内閣府の参事官でございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。「『特定教育・保育施設等における事故情報データベース』の公表開始について」ということでございます。

これにつきましては、別途開催してきております教育保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会において、昨年11月に取りまとめられました中間まとめというものに従いまして、今年度から重大事故についての国への報告と報告のあった重大事故についてのデータベース化、ホームページでの公表について運用を開始しているところでございます。

ホームページでの公表につきましては、現在のところ3か月に一度という形にしておりまして、初回の公表を先月30日に行ったところでございます、そのときの発表資料の説明をさせていただくところでございます。

この報告の仕組みにつきましては、次のページに概要が説明されておりまして、報告の対象となる施設・事業の範囲ということでいいますと、2つ目の にありますとおり、報告の対象となる施設あるいは事業につきましては、特定教育・保育施設、すなわち認定こども園、幼稚園、保育所と新制度に移行した幼稚園、特定地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業のうち、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイの各事業、そして認可外保育施設、認可外居宅訪問型保育事業となっております。

また、報告対象となる重大事故の範囲でございますが、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等とございますが、意識不明の事故も含むということでございます。

そして、次のページに報告の系統が図示されておりますけれども、ここがございますとおり、第1報につきましては、原則事故発生当日（遅くとも発生翌日）、第2報については原則1か月以内程度となっております。

データベースで公表される事故につきましては、まず第2報が来ているものを公表することにしております。これは、事故発生の要因分析など事故の再発防止のための有用な情報というのは原則として第2報以降に記載されるためでございます。それから、保護者の了承を得られたものだけを掲載することにしております。また、プライバシーに配慮する観点から個人情報、施設などの名称・所在地など事案の特定につながるような情報は掲載しないこととしております。

今日の資料には公表された情報の詳細はございませんが、件数にして8件公表しておりまして、施設種別としては全て認可保育所となっております、事故の内訳としては骨折などの外傷性のものが7件、離乳食をのどに詰まらせたことによる窒息が1件、これは一時意識不明になったものということでありましたけれども、そういった事故でございました。今回公表したのは8件でございますけれども、6月30日時点で起きていた重大事故が8件だったということではなくて、第1報は来ているけれども第2報が間に合っていなかったものでございますとか、保護者の了承がその時点で得られていなかったものがこれら8件のほかにも存在するというところでございます。

この資料7については以上でございます。

最後に、子ども・子育て支援新制度のハンドブックの改訂版を配付させていただいております。簡単に改訂内容について申し上げますと、公定価格の骨格でございますとか、利用者負担の水準の新たな情報が追加されたり、あるいはFAQを追加・補正したことが改まった点ということでございます。

資料の説明は以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、いろいろ資料がございましたけれども、それぞれ御意見あるいは御質問を頂戴したいと思います。いつものようでありますけれども、今、ざっと手を挙げて、先に概略を見ておきたい。ありがとうございます。

それでは、順番に指名させていただきますけれども、時間の関係で一人2分から、3分だとちょっと長いような感じでありますので、大体そのぐらいをめぐりに御発言をお願いしたいと思います。

それでは、徳倉委員からでよろしいでしょうか。

徳倉委員 徳倉でございます。

資料3のところでございますけれども、「施行事務等に係る地方自治体からの意見」ということで、事務が煩雑になるということがありましたけれども、区分認定が変わるということで、女性の働き方の変化が多く、毎月の時間帯が変わるとか勤務量が変わることが、これからの日本においてはかなり頻度が広がってくると思います。ですので、法律の中でまた運用改善を検討するというふうに示していただいておりますけれども、かなり柔軟に、今後さらにそういう女性の働き方を多様化させていくということを明言されていますので、そういう中において、そこまで見越して事務の手續というものを簡略化していただくことが、結果として保護者の目線からいくと保育の質に関係してくると考えます。実際保育園で聞くと、やはり事務量が非常にふえたということをお聞きしますので、その部分の提言をさせていただきたいと思います。

以上になります。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、中川委員。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

放課後児童クラブを運営いたしております立場から申し上げたいと存じます。先ほど、資料6で、日本再興戦略について御紹介いただきましたけれども、保育所や保育士に比べて放課後児童クラブについてほとんどこの中では出て来ませんでした。保育所保育園がそれだけ需要が拡大しまして子供さんの数がふえてきますと、そのまま放課後児童クラブのほうへ子供さんが上がってこられるわけでございます。今、放課後児童クラブにつきましては、質の向上、量の拡充ということで27年4月から各自治体は熱心に取り組んでおられるわけですが、その中でも放課後児童支援員の育成であったり、あるいは確保であったり、スペースの問題であったり等々、大変大きな課題を抱えております。この課題に対して国としてしっかりと下支えをしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお話ししたいと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

次は、山内委員。

山内委員 私どもも短時間・保育標準時間の配置をいただいておりますことはありがたいと思っております。しかしながら、11時間のうちに子供たちのいる時間帯というのはかなりばらばらになっておりまして、今、在籍時間のほうを確認いたしておりますが、0歳から2歳児の乳児の在籍数と幼児の子供たちがいる時間数のところは、職員配置についてはかなり違ってまいります。それについては実態に見合った給付改善をお願いしたいと思っております。

それから、事務量ですけれども、今、やはり週5日間ではありませんので、事務量の増加した分、園長等が賄っておりますが、常勤配置に対する給付のほうを考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

無藤会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、次は木村委員。

木村委員 全国認定こども園連絡協議会の木村です。

私のほうは、委員の提出資料ということでペーパーにさせていただきました。その12ページを御参照いただければというふうに思っています。

現在、新制度がスタートいたしまして、会員園のほうからもそれぞれの課題や検討事項などをいただいているところではあります。先ほど御説明があった成長戦略の中にも大きくかかわってくる一つに、職員のいわゆる人材の育成ということで保育士確保プランについてであります。既に認定こども園につきましては、新制度の中においても待機児童の解消には大きな一翼を担っているかというふうに思いますが、それらの中で保育士の確保プランの中においては認定こども園という部分がなかなか文章として読み取ることができないというのが実態でございます。

12ページ目にそれぞれ書かせていただきましたので、御検討をいただければというふうに思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。詳細は読ませていただきます。

それでは、次の方、松井委員、お願いします。

松井委員 今後の課題ということで申し上げますけれども、全国の都市教育長協議会に対してアンケート調査を実施いたしました。全国都市の教育長の考え方は多岐にわたっているところでありますけれども、今後の開催時に徐々に申し上げてまいりたいと思っておりますが、今回は簡単に何点かだけ申し上げます。

教育長さん方の御意見で最も多かったのは、小学校就学前までに幼児期にふさわしい教育・保育を行うことが大切であるというお声や、教育・保育施設にかかわらず幼児教育を希望する児童とその保護者に対し、質の高い教育・保育を平等に提供する必要がある、そのための体制を確立する必要があるのではないかというお声でありました。保護者の就労の有無とか、あるいは、経済的事情にかかわらず全ての施設で全ての子供に等しく一定の教育が施されるべきであるというふうなお声でありました。

そういうことで、今後、質の高い教育・保育を実現するためにはどうすればよいかということを検討し、制度化していく必要があるのではないかとこのように思っております。幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続して子供の学びの連続性を保障することが大切であるというようなお声がありましたので、お知らせをしておきます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、水嶋委員。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育も認可事業になってとてもありがたいと思っています。子ども・子育て新制度のスタートから4か月を経た現状ですが、自治体の積極的な支援により自園調理、連携保育、卒室後の受け入れ先の確保などが順調に整備された自治体では、受託児童は定員に満ちて比較的問題なく運営されています。また、好事例として、自治体の全ての公立保育園で卒室後の受け入れを可能としている自治体や連携施設からの給食搬入が実現して、3分の2の家庭的保育者が連携施設からの給食搬入を利用している自治体もあります。

反対にこれまでは家庭的保育者が利用の受付窓口になっていたところ、自治体で利用調整が行われるようになったことによって、これまではあまりあきが出なかった保育室にもあきが出てしまっているところがあると聞いています。特に年齢別に定員を設けている自治体の中には、年齢別定員に縛られ、例えば0歳児1名と2歳児1名は入室しているが、1歳児にあきがある場合、0歳児や2歳児の希望者がいても入室できないという状況が起こってきているところがあります。

一方で定員5人以下の家庭的保育ですから、年齢別定員にこだわらず柔軟に受け入れができる自治体のほうはあきが出ていません。今後も入室を希望する家庭が家庭的保育を広く利用できるように各自治体の好事例を情報提供していくことが必要だと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。いろいろな事例はぜひ事務局にもお知らせいただければと思います。

それでは、武藤委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤といいます。

3点あります。1点は、資料3の27年度の自治体との情報交換、意見交換の実施状況の報告ということでいただきましたけれども、この下のほうに新制度普及啓発人材育成研修を全国で8か所行っているということですが、社会的養護の分野も今年度から家庭的養護推進計画を各都道府県で実施するということがさまざまな制度をスタートさせたのですけれども、なかなか各都道府県ごとにとらえ方や実施状況に温度差があるのです。この日の会議は子ども・子育て分野での保育や幼稚園の制度改革ということになると思うのですけれども、新制度を普及啓発するような研修をやっていることについて、非常にいいのではないかと思います。その中身について事務局からもう少し説明していただければ

と思います。それが1点です。

2点目は、先ほど放課後児童クラブのほうからの御意見もあったのですが、資料6の日本再興戦略のところで、保育士の確保に向けた取り組みということであるのですが、とりわけ社会的養護の分野についても、今、保育士の確保が非常に難しくなってきました。職員の配置基準等々が改訂をされているのですが、なかなか実際に保育士の採用が難しいという現実があります。宿直回数が多いとか子供たちが虐待におけるいろいろな試し行動とかをやるものですから、なかなか職員が定着しなかったり、確保も難しいという現状があります。社会的養護の分野の保育士の確保なんかも含めて、ぜひこの中に入れて議論をしていただきたいというのが2点であります。

3点目、質問になりますけれども、資料7の事故情報のデータベースの公表ということで、これは社会的養護分野についても被措置児童等虐待の事例なんかも公表するということが義務化をしているのですが、この制度はホームページで公表するということがなのですが、これは義務なのでしょうか。それから、制度的な権限というか、先ほど保護者の了承を得てということがあったのですが、そこらあたりの制度的な拘束力というのを少しお聞かせ願いたいと思います。

質問も入っていますけれども、以上です。

無藤会長 ありがとうございます。質問は後でまとめてということにします。

岩城委員、お願いします。

岩城委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の岩城でございます。

新制度がスタートして、本会の会員の園の中にもこども園への施設の形態が変わった園もあります。施設の形態が変わっても教育・保育の充実のためには教員や保育士の資質向上のための研修は不可欠であると考えております。

本会では、先週の24、25日と徳島市において全国規模の研究協議会を行いました。この研究協議会には1,100名もの園長先生と教員が参加しております。「小学校への接続」や「協働的な学び」、「心や体の健康づくり」や「子育て支援」、「特別支援教育」など喫緊の教育課題をテーマにした研究協議を行ってまいりました。こういった研修の場をしっかりと確保することが大事かと思っております。

しかし、残念ながら施設の形態が変わった園の中には全教職員での研修時間がとれないといった声も届いております。この新制度によって教育・保育の質の向上を目指すのだという理念をしっかりと踏まえて、今後も研修の充実が図られるような運営の工夫や教職員の配置が可能となるような仕組みを考えてまいりたいと思っております。

また、この制度が施行されての状況は、まだ本会でも把握しきれていないのですが、先ほど好事例も紹介されました。本会でも現在、アンケート調査をとっております、全国の理事会などで好事例も含めて把握していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

まず、資料6で先ほどもおっしゃいましたが、保育の担い手の確保のところでございますが、多分、子育て支援員というようなものことについてだと思います。ただ、それを安易に導入するのではなく、人材育成並びに研修制度をしっかりと踏まえた上でこれに踏み切らなければ保育の質の低下につながっていくのではないかと考えます。

2点目は、次の保育所における第三者評価の推進・促進のところですが、全国認定こども園協会では、認定こども園の第三者評価の指針が示されていないということをお大変重く受けとめております。私ども認定こども園は保育教諭も含めて幼保だけでなく、子育て支援も含めた多様な専門性が問われているので新たな評価の指針が必要だと思います。早急に評価指針や行政指導のあり方を含めた評価機関の創設をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

無藤会長 大事な指摘だと思います。ありがとうございます。

では、奥山委員、お願いいたします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

2点申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど武藤委員からも御質問がございました啓発に関してのことです。新制度の普及啓発・人材育成研修につきましては、多分、内閣府のほうからまた御説明があるかと思うのですが、全国8か所での開催の1回目が東京ですすでに開催されました。自治体の担当者、特に4月以降新たに担当になった職員の方が制度の全体像を把握したいということで参加される方が約3分の1ぐらい、それから、事業者の方、こういった普及啓発活動をしたいというような市民団体の方の参加で開催されました。その中で感じましたのは、制度がそうは言っても難しいということで、一から全体像を把握して、自分自身が当事者である子育て家庭に対して少し説明ができるぐらいになりたいというような思いの方が多かったというふうに思っております。

掛け合いによる制度の説明の後、我が町の子育て家庭にどんなふうに説明をしていくかというプランなどもつくるようなグループワークなどもさせていただいたのですが、その中で、制度にのっとった形での説明以外に、当事者の皆さんは、自分の状況、認定で言えば1号、2号、3号のような自分の認定のことだけに目が行きがちのところ、多様な子育て家庭の状況をお互いに知るといようなことから、もっと視野を広げて全体像を把握していくというような市民を育てていくことが大事なのではないかとというような意見が出ていたように思います。そういう意味でも、本当に制度の趣旨といったものをよくわかってお伝えできるような人材というのがもっとふえていかなければいけないというふうに感じた次第です。

もう一つ、私は地域子ども・子育て支援の地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、そういったものを普及啓発しなければいけない団体の立場にありますけれども、地域子ども・子育て支援のほうは、なかなか自治体のほうもお忙しいということもあるのでしょうし、まだ成果なり事業の質的な改善とかそういったところまでいっていないのではないかという意見が聞こえてきます。特にニーズ調査をしたのも2年前というふうになりますので、子育て家庭の状況は刻々と変わっております。そういう意味では、利用者支援事業を通じて生の、今、目の前にいる親子からいろいろ状況を聞かせていただき、それらに対応できることが大切です。この4月以降、利用者支援事業に取り組む自治体もふえていると思っておりますので、事業を通じてさらに質のよい、内容の濃い、当事者にとってよりよい支援が展開できるように普及啓発していただきたいと思いますと感じております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

尾崎委員、お願いします。

尾崎委員 高知県知事の尾崎正直でございます。

全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして御意見を申し上げさせていただきたいと思っておりますが、まずもって大変感謝を申し上げたいと思っておりますのは、前回の子ども・子育て会議におきまして、事務処理の問題の増加などさまざまな自治体の現状についてお伝えいたしましたところ、早速全国の自治体等と情報交換、意見交換の場を設けていただいたということでありまして、大変スピード感を持った対応をしていただいたことには大変感謝をいたしております。高知にも竹林参事官においでいただきまして、説明会が大変好評であったということでありまして、本当にありがとうございました。

ただ、先ほど来、御意見が出ておりますように、非常に大きなシステムであるだけにまだまだわからないとかそういうお声もあるわけでございまして、今後、我々もまた地域のお声をお伝えしますので、さまざまな形で今回のように御対応を賜れば幸いです。またよろしく願いいたします。

それと、今日から全国知事会議が岡山で開催されることとなっております、今年の全国知事会におきましても、また少子化対策ということが非常に大きな柱となって議論をされる予定でございます。概算要求前に一旦、我々全国知事会議としての考え方をまとめさせていただいて、国に対して政策提言をさせていただくという毎年の流れであります。今年もその中で少子化対策は非常に力を入れて議論させていただきたいと考えております。

現在、我々知事会として大きく4つの項目について、ぜひ国にしっかりとお願いしたいと、我々もまた頑張りたいということを議論していこうとしております。まず第1点目が、何といたしましても、子ども・子育て支援新制度に必要な財源の確保とさらなる質の向上についてということでございます。私も振り返ってみれば、この子ども・子育て支援制度の制度設計をしていたとき、この会議の前身のワーキンググループのときから委員をやらせていただいていた、もう4年になりますけれども、本当に多くの皆さんがいろいろな知恵



を傾けて、情熱を傾けてつくり上げた新制度だと思っています。ぜひ最後の最後、1兆円の財源の確保について非常に厳しい課題かとは思いますが、この制度を絵に描いたもちに終わらせないためにも、この点をぜひよろしく願い申し上げたい、これが何といたしましても第1点です。

そして、2点目ではありますが、少子化対策は結婚・妊娠・出産・子育て・ワーク・ライフ・バランスの確保云々とライフステージに応じた対策が必要。あわせて、そのライフステージに応じた対策の中でどこに重点があるかは地域によって非常に実情が違うという点がございませう。そういう意味におきまして、国の地域少子化対策強化交付金についてもすばらしい制度でありますので今後も確保されていきますように、ぜひ当初予算として確保されていきますように対応をお願い申し上げたいということでもあります。

そして、3点目ではありますが、今年少し力を入れていきたい、我々としても対応を強化したいと思っておりますのが子育ての負担の軽減についてということでございます。骨太の方針においても、幼児教育の段階的な無償化に向けての議論を重ねるといような記述もされているところでございますけれども、例えば第3子以降の保育料の無償化など、多子世帯に対する思い切った経済的な負担の軽減策などの導入が必要ではないか、そういう点をぜひ御議論いただきたいと思っております。

そして、4点目ではありますが、子供の貧困対策の抜本強化についてということでございます。まして、子供の貧困対策についての大綱も策定されてきているわけでもあります。我々自治体も、この問題は非常に深刻な問題として受けとめて、それぞれの自治体での工夫を重ねているところでありますが、さらなる施策の強化をぜひ求めてまいりたい、そのように考えておるところです。

また、今日、明日、明後日と議論をしまして、我々としての政策提言としてまとめまして、政府のほうに我々として考えをお伝えに上がりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

全体を通じて3点、意見を簡潔に述べたいと思っております。

1つは、日本再興戦略にもありましたとおり、保育所の第三者評価の受審の拡充という点です。今ほど王寺委員のほうから幼保連携型認定こども園については、まだ評価基準そのものが作成されていないというお話がございましたけれども、作成されているものについても、今後、2万4,000か所の保育所全体を進めていく、5年間で全保育所をとという方針で進むならば、これは評価機関や評価調査員などの体制整備がとても重要になってまいります。私は、今、この第三者評価の推進機構にかかわっておりますけれども、これは行政の支援なくしてはなかなか難しい点だというふうに思いますので、この辺、一つはお願い

したいというふうに思います。

それから、2つ目は、無藤委員もそうですけれども、保育士養成校の現場からの声です。今回、ずっとこの新制度について保育士等に授業の中で話をしてまいりました。そして、最後の試験の後に感想を求めたところ、この制度についてはやや複雑だけれども、前に進もうとしている点は評価ができる、ぶれないで進めてほしいといったような意見が幾つもございました。ただ、その中で、保育士が一体どこに向かおうとしているのか、私もそれは思っておりますけれども、それについての不安がかなり高いという思いを感じました。つまり、先ほどもう一人の武藤委員がおっしゃった、社会的養護分野でも保育士が不足している。つまり、社会福祉職としての保育士をこれからもっと指向していくのか、あるいは、保育教諭に代表される教育職としての保育士を求めていくのか、この部分についての整理が曖昧になったまま現在まで来ておりますので、ここについては早急に資格のあり方等について議論を開始すべきだ、早急にすぐに解決できる問題ではないというふうに思っておりますけれども、ここを避けては通れないし、いろいろな方々の御意見を集めていく必要があると思いますので、これについては早目に議論を進めることが大事だというふうに思っております。

3点目は、子ども・子育て支援の事業計画が始まりましたけれども、どの自治体でもこれから進捗状況の評価が進んでいく形になります。アウトプット評価と同時にアウトカム評価をどうしていくかということがとても大切なテーマに、それぞれの自治体でなっております。できれば好事例集といいたしましうか、いろいろな取り組みがなされようとしたり、検討され始めておりますので、それらも意見聴取をしていただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

無藤会長 3点とも重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、加藤委員。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私からは3点、お話を申し上げます。

1つは、質の向上のことについてですけれども、とりわけ3・4・5歳の幼児教育について、近年、OECDでも社会的情動スキル、やる気や根気が幼児期に発芽し、人生に大きな影響を与えているということが明らかになってきております。そのエビデンスを、先進的な教育成果を制度の中で生かせる環境づくりをしていくということが非常に大事なことだと思いますし、間もなく幼児教育要領のほうも改訂になっていきますけれども、そういったものを生かせる環境や制度ということを考えながら、さらに仕上げていければいいというふうに思っております。

2点目は、近年、文部科学省からは特別支援教育コーディネーターの設置と活用が求められているところであります。インクルーシブ教育が求められているこの国の教育につい

て、今、質の改善部分の0.7兆円、1兆円というところでは主幹教諭を認めていただいておりますが、主幹教諭が担当している職域が非常に広うございまして、子育て支援等もございまして。インクルーシブ教育からの観点で、さらにそういう専門的なお仕事について新制度の公定価格と評価が検討されるということが大事ではないかというふうに思っております。

3点目は、大都市圏における住んでいらっしゃる方は生活域が基礎自治体を超えて3つも4つも重なっているという実態の中で、先ほどもお話しいただいたような一時預かり保育にせよ広域での利用というところで、それは従来から価格の問題でも議論があるところですが、書類も基礎自治体によってさまざまな様式があって、大きなところではソフトをパソコンに導入するようなことを求められているところもあって、それがまた十分にうまく活用されていない。非常に複雑な事務処理を幼稚園が受け入れなければならない状況にございます。

お願いしたいところは、できるだけシンプルな簡便な共通の様式というものをお示しいただいて、基礎自治体を超えて同じような様式で申請事務ができるような御配慮をいただけないかというふうに思うところです。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

まず、さまざまな御努力を内閣府、厚労省、文科省の方々がしてくださったおかげで何とかこの新制度が始まったということに改めて感謝を申し上げたいと思います。特に小規模保育は1,600か所ということで非常に大きな広がりを見せているということで、皆さんの御尽力のたまものではないかというふうに思っております。

しかし、この制度が始まっていろいろ困ったことが続出しているという状況で、現場としては結構困っていますので、忌憚なく提案させていただきたいのと質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1に子育て支援研修ですが、既に東京都においては外郭団体が委託を受けて。

竹林参事官 この資料。

駒崎委員 ごめんなさい。資料、入っています。資料に基づいてお話しさせていただきたいと思います。

ちなみに、先ほど竹林さんがデータベースの紙を持ってきていないというふうにおっしゃったのですけれども、こんなこともあるかと一応つけておきましたので、もし事故情報データベースが気になる方は御覧いただけたらと思います。

戻りまして、子育て支援研修ですが、外郭団体が東京都でやっているのですけれども、委託以外のルートで指定制みたいな感じで研修がやれるよというような話だったかと思うのです。そうではないと行政の研修というのは1年に数回とかしかなくて、それを逃すと

なれませんみたいになってしまいますので、ある程度カリキュラムに従って業界団体とかNPOが自前で研修を用意して、そこで受けられますよというふうに複線化しておかないと人手不足になってしまうので、今、それはどうなっていますかという質問です。東京都からは今のところ何のアナウンスもないという状況なので、どういう話になっているのですかねということ朝川課長に確認させていただけたらというふうに思います。

2つ目です。特別養子縁組に関してです。先日も悲しむべき事件がありました。愛媛県であるお母さんが乳児を遺棄して殺してしまったということ、4人の子供を殺してしまった。その理由が要らない子だったというような趣旨の供述をしているということがわかったという非常に悲しい事件なのですけれども、この虐待死というのは、繰り返しますけれども、割合としては週に1回起きています。そのうちの半分が0歳児です。

このように生まれた瞬間に殺されてしまうというような子供たちが2週間に1人いるという状況は異常事態です。何とかそれを解決していかなくてはいけないというふうに思っています。そのためのツールとして効果的なのが赤ちゃん縁組です。妊娠期において、産んでも育てられないというふうに思っている方々に対して、「大丈夫だよ」と産んだ瞬間に養子で育てたいという人たちをマッチングするというものなのですけれども、これはあるのですが、なかなか広がっていかないという状況で厚労省さんに何度もお願いしているのですけれども、これがしっかりと広がるように特別養子縁組法ではないですけれどもエンカレッジするような仕組みをつくってください。今のところ規制はしていただいているのですけれども、エンカレッジするという方向ではないので、そこはぜひ家庭福祉課でしょうか、しっかりお願いしたいと思います。

また、3つ目に関してなのですが、日経新聞で現状、子供が1人でも保育士有資格者が2人いなければいけないという規制を少し緩和して、保育士有資格者1人で子育て支援員など1みたいな形でやっていこうではないかというふうに厚労省が動き出してくださっているという話があって、すばらしいなと思って、ぜひ推進していただきたいというふうに思っています。

というのも、11時間開所で最初と最後、保育士2人いなければいけないという状況というのはかなりしんどくて、結局、終わりの2時間だけ保育士有資格者をパートで入れるなんていうことはできないので、結局多くの園で長時間労働になってしまっているのです。ここの部分で、保育士のワーク・ライフ・バランスという観点でやっていかないと保育士不足ということに拍車をかけてしまうので、ここはぜひとも頑張っていただきたいと思います。というわけで、応援しております。

あとは、保育士事故情報データベースなのですけれども、これはやっていただいて本当に感謝です。何年も提案してきて実際にやっていただいてうれしいです。ただ、ちょっと改善点もあるので書いておきました。細かくは時間がないので飛ばします。要改善事項は多々あるかなと思っております。

あと、もろもろ飛ばして、居宅訪問型なのですけれども、全国で4団体ということで、

我々、その団体のうちのひとつだと思うのですが、すごくいい事例が出てきています。医療的ケアのあるような子供たちというのは保育園でお断りされてしまうので、今、保育園に行けていないのですけれども、そうした子の家にマンツーマンで行ってあげることで保育が受けられるというふうになっているのです。さらにいいのが、実は近くの保育園も保育者が帯同してくれるのだったら交流保育をしていいよということで受け入れてくれるようになっているのです。これはすごくよくて、インクルーシブな環境ができて、健常児と医療的ケアのある障害児が一緒の場で保育できるという状況になっているのですけれども、今のQ&Aだと公定価格を差し引くよというふうに読めてしまうQ&Aになっていて、すごくもったいないので、ぜひ居宅等ということで交流保育ができるようなあんばいも残しておいてもらえるとうれしいというふうに思っています。非常にいい好事例ができていているので、ぜひ好事例集に載せてもらいたいぐらいいい事例ができていますので、ぜひシェアしたいなというふうに思っています。

あと、最後から2つ目なのですが、所在不明児童問題というのは前も言ったのですが、どうなっていますか。今も新宿区で行方不明のお母さんの遺体の一部が見つかって、子供も一緒に失踪しているみたいな状況がつい先日もニュースにあったのですけれども、実際、子供がいなくなってから警察が把握するまで1年とかかかっているのです。これはもっと早く見つけてあげたらというか、その情報がわかったらもっと早く動けたのではないかと思うので、そのデータベースをつくるのはそんなに難しいことではないので、ぜひ法務省と厚労省とかが連携し合いながら、すき間に落ちて死んでいく子供たちを何とか減らしてもらいたいと思っていますので、このデータベース化の件、こちらの所在不明児の件も検討を進めてもらいたいと思っていますので、この新宿はどうなっていますかという質問をさせていただきます。

最後に、ここに書いていないのですけれども、前に質問して返ってきていない件がどうなったかということで、寮の件なのですけれども、保育士不足だから寮費を補助しようということで保育士に寮費の補助というのを厚労省はやられているのですけれども、この前、実際に行ったら、認可保育園のみ対象ですよとかと言われて、そんなばかなと思って、地域型保育も保育士はいますので、対象から外していないですよという質問をさせていただきます。外していないというのだったら、ちゃんと自治体に伝えてください。居宅訪問型の保育士は対象外ですと言われて困っています。ぜひよろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

次、どなたか。川中子代理人。

川中子代理人 宇都宮市長代理の宇都宮市子ども部部長の川中子です。

私からは、資料2と資料3についてお話しさせていただきます。

まず、資料2、フォローアップ調査に関してですが、「5. 調査結果」の利用者負担額について、宇都宮市におきましては政令で定める額より低額で設定いたしまして、市内幼稚園の保育料の平均額2万1,000円を上限とするほか、利用時間の短い1号認定の利用者負

担額が2号認定を上回ることはないようバランスを考慮したところでございますが、利用者負担額の設定につきましては、公定価格と同様に上限額の設定がなされるべきであったのではと思慮され、各自治体において限られた時間内での設定に大変苦労されたものと考えております。

また、(2)の一時預かり事業につきましても、施設型給付を受ける園と受けない園と事業の選択の幅が広がったことにより制度が複雑になりましたことから、各自治体では事業者への説明並びに意向確認に追われた中での預かり事業のスタートであったと考えております。

次に、資料3、意見交換の実施報告に関してでございますが、「認定事務の状況」に記載されていますとおり、新制度導入に伴う認定変更や支給認定証の発行、さらには保護者への現況届けの提出については、どの自治体においても新たな事務として事務量が増加したものと考えております。

また、2の関係者からの要望等についてであります。事業者からは延長保育料管理の複雑化を訴える声、保護者からは支給認定証の発行があたかも入所決定されたものと誤解されるなど戸惑う声も寄せられたところであります。引き続きFAQ、制度の理解促進を図っていただくとともに、事業者、自治体の事務負担軽減につながるさらなる制度の充実改善を図っていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

次は、高橋委員。

高橋委員 日本労働組合総連合会の高橋です。

私のほうから、質問を4点お願いします。

資料2のフォローアップ調査のことですが、2ページの ですが、「教育標準時間認定子どもの利用者負担額」ということで、「政令で定める額より低額」というのが68.1%になっておりますが、実費徴収、上乘せ徴収を地方自治体が条例で定めている割合についてわかれば教えてください。

2点目が、資料の3ページから4ページです。一時預かり事業について、幼稚園型ですが、過去、預かり保育を実施していて、新制度になって一時預かり事業を実施せずにやめてしまったケースがあるのかどうかについてわかれば教えてください。

それから、3点目ですが、7ページの「新制度への移行状況について」、新制度に移行した私立幼稚園が23.2%で、移行しなかった私立幼稚園が76.6%なのですが、今後どのようにして移行に関して働きかけも含めて御対応されるのか教えてください。

その他で、今回、保育短時間の導入ということでは働く女性、とりわけパート等の短時間で働く女性にとっては非常にニーズが高いものになっていると思いますが、どのくらいの保育所が保育短時間を導入しているのか、また、保育時間の設定がどのように行われているのか、わかる範囲でよろしいかと思うのですが教えてください。よろしくお願いま

す。

以上でございます。

無藤会長 それでは、塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

資料3につきまして意見を申し上げたいと思います。

まず、この4月から新制度が施行されまして、保育現場からもさまざまな今度の新制度についての不都合といいますが、事務上の不都合等が報告されてきているところがございます。また、そんな中、尾崎知事もおっしゃいましたけれども、こういった情報公開、意見交換会ということで実施をしていただきましてありがとうございます。47分の11ということでの報告書でございますけれども、早急に全ての都道府県を回っていただければというふうに、お忙しい中、恐縮ですがけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で意見を申し上げたいのですが、「主な意見・要望等」の(3)のところにも書いていただいておりますけれども、各種加算の認定事務が進んでいないということが本当に各自治体で多く見受けられます。そういったことから必要な保育士数がいまだにわからない、あるいは、今回、処遇改善が3%実現できましたけれども、それに係る事務が大変煩雑で困っているというような現場からの声が上がってきているところがございます。対応策というところでも書いていただいておりますけれども、事務処理の簡素化ということにつきましては、ぜひ御検討いただけたらと思ひます。

もう1点、新制度の実施主体につきましては、市区町村が実施主体ということではあります、国が定めた新制度を地方でその運用をどの程度柔軟にできるのか、国が決めた制度を変えていいことと変えてはいけないことということで再整理をしていただひいて、地方自治体のほうにお示しいただひいて御指導いただければと思ひます。これも対応策のほうで書いていただひいてございますけれども、制度の理解促進ということでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坪井委員、お願いします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

まずは、資料5の2ページにあります「『子ども・子育て支援新制度』を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の『量的拡充』及び『質の向上』に消費税増収分を優先的に充てる。また、さらなる『質の向上』を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく」、ぜひこの方向で進めていただひきたいと思ひております。

また、その下のところにあります「幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり」ということで、幼児教育の重要性が今後ますます国全体として図られていくように国として動ひていただひきたいと思ひております。

そういう前提で、我々私立幼稚園の団体といたしまして、新制度が発足いたしまして4

月、5月、6月といろいろな問題点が浮き上がりました。委員の提出資料の中に入れていただいておりますが、8ページから入っております。認定こども園と新制度に移行した幼稚園、また、新制度への移行を検討している幼稚園を対象といたしまして、6月29日に我々は大きな研修会を持ちました。そこで集められました全国アンケートの抜粋を8ページから入れております。

実は、これよりも10倍、20倍の量のアンケートが返ってきておりますので、これは本当の一部です。この中でも、やはり事務上の混乱ということがあります。8ページの3番目、事務的には施設型給付費が基本分程度しか入ってこなかったとか、5月の中旬になっても4月分の施設型給付費が支給されなかったとか、とても混乱をしております。また、事務量につきましてもかなり膨大であるし、各市町村ごとにそれがほとんど全て異なった様式で出てくるといったことで、9ページの にありますが、広域にわたり8市町村から園児が来ている。各市町村と対応しているが、施設型給付の請求や認定申請、各園に対する通知の方法などがそれぞれ違うため、様式や申請方法の統一化を求めたい、とにかく事務を簡素化していただきたいという声が非常に大きく上がっております。

また、我々私立幼稚園が認定こども園に移行しておりますが、我々、私立幼稚園は基本、直接契約でやっております。やはり保育所の委託の契約とはまた違う性質のものでありますので、ぜひそのあたりを考慮いただいて、私立幼稚園が移行した認定こども園におきましては直接契約をきっちりと確保されて、利用調整等を極力排除していただきたいという意見がかなり強く出ております。

あと、一番大きいのは新制度に対する不安であります。いろいろなことがよくわからない、27年4月から移行した幼稚園、認定こども園はとても混乱しているという状況で、不安をたくさん抱えております。その結果が意向調査実績です。23%は移行したけれども、あとは皆さん悩んでいらっしゃいます。10ページにありますが、「新制度移行への不安」で経営上の不安、やっていけるのかということ、また、各種加算についてもどれだけ本当に入ってくるのだということ、また、保育士を中心として人材確保が非常に難しいということで、いろいろ不安を抱えております。

私がお願いしたいのは、悩んでいる幼稚園がたくさんある中で、その悩みを国として払拭するような方向を出していただかないとなかなか私立幼稚園からの移行は進まないのではないかというふうに思っております。

最後ですが、11ページに書いております小規模保育の件です。小規模保育につきましても、我々私立幼稚園は、やはり認定こども園になるかならないかということがすごくテーマとして大きかったために、小規模保育まで関心が向かなかったということがあります。ただ、私立幼稚園が小規模保育をやるといのは、幼稚園本体は私学助成を守りながら、保育の需要にも応えるということが出来ますので、これはすごく大きな意味があると思っています。ただ、国全体としてもPR不足というか、そこをうまく発信できていないのではないかというふうに思っています。ぜひそこを考えていただきたいということと、最後1



点です。11ページの最後、 で書いております「保育の必要のない2歳児」が宙ぶらりんの状態になっている、言葉は悪いのですが、これはアンケートの文言そのままですので、やはり幼稚園や認定こども園の中で2歳児の親子への積極的な適切な支援が必要であるというふうに考えております。この方向をぜひ国として確定していただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。特に私立幼稚園の場合に、もちろん私立幼稚園側の理解不足があるのかもしれないのですが、それ以上に自治体での混乱が見られるように私も思いますので、ぜひいろいろ具体的にお教えいただければと思います。

大日向部会長代理 私からは2点申し上げたいと思います。

1点は、子育て支援員に関してです。子育て支援員は単に保育士不足対策ではなくて、地域の多様なニーズに応えるという意味で意義があり、注目できるものではないかと思っております。この子育て支援員研修に関して厚生労働省の検討会でカリキュラム等を御検討いただいたことは認識しております。ただ、それをいざ、どういう形で走らせていくかということになりますと課題があるかと考えます。子育て支援員が活動する場所に応じて必要な研修の単位、あるいは内容の違いはリストアップされているのですが、欠けていると思っておりますのが、やはり順番なのです。まず、どこから始めていくか。例えば、広場で一時預かりをして、その次に保育になれたところで1対1の派遣型ができるようになり、さらには家庭的保育に移る、さらには利用者支援の相談員には地域の実情に精通し、かつかなりカウンセリングマインドも必要です。そういったしますと、単位を履修したというだけではなく、順にステップアップしていくようなシステムが必要です。同時に一度資格を得た後のバックアップ体制も大変重要かと思っております。

それに関連して、子育て支援員は全国共通の資格ということになっているのですが、地域によって求められる支援も異なる場合が少なくありません。どこで資格を取ったかによって、必ずしも直ちに全国共通とはなりえない面があるかと思っております。このあたり実際に動き始めていくと思っておりますので、一層の精査をお願いしたいと思います。

2点目が地方版の子ども・子育て会議のあり方です。新制度がスタートしまして、当然なのですが、各地でいろいろな問題が起きています。それをPDCAサイクルで検討するのが地方版子ども・子育て会議だと思っております。会議を有効に活用しているところもあると思っておりますが、地域によっては形骸化したようなところもあるかもしれません。地方版子ども・子育て会議のあり方につきましても、どうか着目して、御指導等お願いできればと思います。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか御質問が出ましたので、お願いします。

竹林参事官 事務局でございます。幾つかコメント、質問をいただいたものに対して、

答えられる範囲でお答え、あるいは説明をしていきたいと思えます。

まず、これは、武藤委員のほうから8か所で行う普及啓発の研修について御質問があったのではないかと思います。この件につきましては、奥山委員のほうから結構説明をいただいております、それ以上付加価値のある説明ができるかどうかというのがありますけれども、趣旨としては先ほど申し上げましたように、地域の子育てリーダー的な方が周囲の方に制度の仕組みとかそういったものについて説明できるようにということで、研修の中身としては基本的な仕組みがどうなっているかということが入ってきます。ただ、これは一般の行政説明のような一方通行の説明ですと、何と申しましょうか、集中力が続かなくなる面もありますので、私どもが制度の仕組みを説明するときには行政からの説明と研修で御協力いただいている普通の方々に対する説明になれた協力していただいている方との掛け合いの中で説明をするというような研修の形をとっております。

あと、実際に研修を受けた方が地域でいろいろな方と勉強会をするときに、制度がどうなっているかということは非常に重要な情報なのですけれども、それだけだと本当に退屈な面もあると思えますので、この仕組み自体は広く住民の方が参加して制度をつくっていくという趣旨がありますので、参加型のワークショップみたいなことも想定、ワークショップというか、私たちの町の子育て支援はどうあるべきかというようなことをみんなで語り合う場みたいな勉強会のあり方も想定しているものですから、私どもが行う研修でもワークショップ形式で参加型の形でやっている。その中で、そもそもワークショップというのはどういうふうにやればいいのかというノウハウみたいなものもあわせて伝授するというようなことをしているということでございます。

これについて全国8か所でやるということで、先ほど奥山委員からも御説明ありましたように、東京で第1回目をさせていただきまして、毎回こちらのほうも経験値を積み重ねていきまして、改善できるところは改善していきたいというふうに思っております。

あと、保育事故のデータベースの関係で、報告義務が法的にどういうふうになっているのかという御質問もいただきました。それで、今の法令上は特定保育・教育施設などについては、市町村に対する事故の報告義務はあるわけなのですけれども、データベースに掲載する事故の国への報告事務というのは、実は法令上はきちり定められていないということで通知させていただいているということでございます。そういう意味で、データベース自体、ここに載せる、報告をするという法的拘束力はないということになります。その通知でやっているという中で、その中の運用として保護者の方々の了解が得られた部分についてデータベースで公表・掲載をさせていただいているということでございますけれども、より多くの情報がこのデータベースに載ることが非常に重要ということでございますので、保護者の御理解を得られるように私どもとしても努めていきたいと思っておりますし、自治体のほうにもそういった御努力をしていただけるようお願いを申し上げていきたいというふうに考えております。

それから、各種事務処理について複雑で事務量がふえているということで簡素化をとい

う話もございました。これにつきましては、資料3のほうで括弧書きの中で今後の対応ということを書かせていただいているとおりでございますけれども、本当に各自治体の御意見をよく承りまして、法令が許す範囲内ということになりますけれども、できる限りの簡素化・合理化といったことに引き続き努めていきたいと思っております。

それから、高橋委員のほうから保育所ごとの保育短時間の率がどうなっているかとか、そのあたりの詳細がわからないかというお話がございましたけれども、現時点ではデータとしてはわかりかねるということでございます。新しい制度ということで現場の実態がどうなっているか詳細に知りたいという気持ちは私どもも持っておりますけれども、現在、さまざまな事務が現場でも発生している中で、どこまで実態の把握ということに力を傾注できるのか、トータルにさまざまなことを勘案しながら、今後、今、御質問いただいたことだけではなくて、こういった実態把握のあり方がふさわしいのかということを考えていきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

竹林少子化対策企画室長 少子化対策企画室長です。

駒崎委員からの御質問がございました子育て支援員の研修の件についてお答えいたします。

子育て支援員の研修につきましては、この5月21日付で各自治体のほうに実施要綱を发出しておりますが、この中で実施主体は都道府県または市区町村ということで、原則県だと思っておりますけれども、それぞれの地域事情に応じて市区町村でも実施できる。それから、やり方としては直接やってもいいですし、委託という形も結構ですし、先ほど御指摘のあったような指定という形もできるということのはっきり書いておまして、この指定というやり方も重要なツールであるというふうに考えております。

その上で各地域で具体的にどのように展開されるかというのは、実施主体であります都道府県ないし市区町村のお考えがございますので、引き続き私どもとしては、今、申し上げたような制度の趣旨についてはしっかり周知・広報していきたいと思っております。

大日向委員からも支援員についてのアドバイスをいただきまして、今後の運用の参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

朝川保育課長 保育課長です。

木村委員から紙でもいただいた御意見ですけれども、御意見ですので、それを踏まえて対応いたしますが、事実関係だけ補足いたしますと、保育士養成に関する各種補助事業について、おつけいただいている資料でははっきりしていないのですが、自治体にお示ししている実施要綱のレベルでははっきりしているのですが、いずれも保育所のみならず幼保連携型と保育所型の認定こども園は事業対象になっておることとございます。その上でもっと幅広くという御意見をいただいておりますので、それについて今後も引き続き検討していきたいというふうに思います。

それから、駒崎委員から、最後に前回か前々回に御指摘いただいたことについての補足的な御意見だったのですけれども、保育士確保対策補助事業の中に宿舍借り上げの支援という事業メニューがあるのですが、これについてのお話でございました。御指摘の通知は自治体向けに出させていただいているのですが、詳細な中身についてはここへ戻って確認をしてみないといけない部分がありますので確認させていただきます。

最後、御意見でしたのであれですが、坪井委員から幼稚園に小規模保育をやっていたかどうかということについての御意見をいただきまして、非常にありがたい御意見をいただいたわけでございます。実は、小規模保育については、地域型保育に共通の課題でもあるのですけれども、連携施設の確保というのが難しい課題として自治体からも事業者からも施行後指摘をいただいている中でございます。幼稚園において小規模保育に取り組んでいただくということは、そういう連携施設の確保という観点からもスムーズに地域型保育の展開ができるかと私も思っておりますので、しっかりPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

淵上幼児教育課長 幼児教育課長でございます。

何点が御質問、御確認がございました。

まず、1点目、加藤委員から様式の簡略化というお話がございました。先ほど竹林参事官からもお答えをさせていただきましたとおり、3府省連携して課題としてどういう工夫ができるかということを検討してまいりたいと思います。

それから、川中子委員代理からの御発言でございます。利用者負担額について宇都宮市では軽減を図るということで御工夫いただいたということでございます。公定価格と同様に上限がというふうなお話がございました。現行制度上、利用者負担額につきましては国の政令で定める額を上限として設定していただくということでございますので、今後ともこういう枠組みの中で各市区町村でお応えをいただければと思います。

また、一時預かり事業で制度が複雑になる中で、もろもろの御説明に追われる中でのスタートだったということでございます。先ほど資料でお示しさせていただきましたように、私立幼稚園で移行した園がある自治体のうち86.4%の自治体では一時預かり事業の実施をスタートしていただいているということで、非常に時間のない中で御工夫をいただいたというふうに思っているところでございます。

また、この関連で高橋委員から、従来の私学助成の預かり保育から一時預かり事業に変更する中で、これまでやっていた園がやめたというところがないかどうかというところでもございました。現実にはそういう調査をしておりませんので確実に把握をしているというわけではございませんけれども、今回の制度設計に当たりましては、一時預かり事業が何らかの事情で市区町村で実行できないというふうな場合には、従来の私学助成のスキームを並行して使うことができるという両方のシステムを使うことができるようにしてございましたので、この御指摘のような状況というのは基本的に生じていないだろうというふうに認識をしているところでございます。

また、高橋委員から、実費徴収について地方自治体が定めている割合がどうかということでもございました。今回、私立幼稚園の円滑移行ということで調査をさせていただいておりますけれども、制度的には私立幼稚園の実費徴収額については各園が定めて、それぞれの保護者等の了解をいただきながら設定するという事になってございますので、今回の調査対象にはしてございませんので、恐縮ですが、御質問の点は把握をしていない、各園の状況だということでございます。

それから、新制度の移行が今回23.2%ということで、これからどのように移行についての働きかけをしていくかということでございます。私ども、本日御説明をさせていただきましたのは、昨年の段階であらかじめ想定された課題でございます。こういう課題を解決していくことによって私立幼稚園が円滑に移行できるであろうということで示させていただいたものでございます。その状況を今回、データとして把握させていただきましたので、こうした取り組みの状況を、さらに各市区町村に提供する中でそれぞれの市区町村の動きを支援してまいりたいと思いますし、また、その他の資料で御報告を申し上げますように、制度が始まってから見えてきた課題もあるわけでございます。こうした現時点で見えている課題につきましても3府省連携して一つ一つどこまでの工夫ができるか改善を図ってまいりたい。また、今、全国的に県あるいは市町村の担当者の方々と直接に意見交換をさせていただいておりますので、そうした課題について直接御説明申し上げるとともに、また、各事業者の団体からもいろいろな説明の要請がございますので、そういったことに対しても積極的に対応させていただいて、私立幼稚園の方々の不安が少しでも払拭されるように努めてまいりたいと思います。

また、坪井委員から何点か御指摘がございました。事務の簡素化については先ほど申し上げたとおりでございます。また、年度当初に施設型給付費が十分に支払われないというふうな御指摘がございました。こうした状況を私どもも把握させていただきましたので、3府省連携して、できるだけ概算でもいいので各事業者に施設型給付を払っていただくよということ2度にわたって事務連絡を流させていただいているところでございます。こうしたことで対応をさせていただいているということでございます。

また、新制度への不安がいろいろな事業者から寄せられているというところもございます。先ほども申し上げましたように、3府省連携して一つ一つ対応を考えてまいりたい。また、そうした対応策について、いろいろなツールを使って情報提供・共有をしてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、保育が必要ない2歳児のお子さんへの対応ということがございました。今回の新制度の中で、13事業の中で子ども・子育て支援の事業が幾つかございます。こういう事業の実施がまだまだ十分でないといったところもあるのかもしれませんが。私どもの制度についての周知も足りないということもあるかもしれませんので、まずはこうした事業できちんと展開をしていただけるように各市町村に情報提供、支援を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

朝川保育課長 保育課長です。

1点お答え漏れがございました。高橋委員から御質問いただいた中で、短時間認定のお子さんが、実際、制度施行後どれぐらいいらっしゃるか、あるいは、その時間がどういう時間帯分布になっているかという御質問がありましたが、大変申しわけございません、それに直接お答えできるデータをまだ集めていない段階でございまして、今後こういった把握の仕方ができるかも含めて検討していきたいと思っております。

古川総務課長（育成環境課長併任） まず、育成環境課長として中川委員からの御指摘についてコメントさせていただきたいと思っております。

放課後児童クラブの重要性というのは、私どもも十分認識をしているところでございまして、本年度も消費税増分の一部を充てさせていただくということも含めまして、いろいろな工夫をさせていただいたところでございますので、現場の声を承りながら、またいろいろな工夫を凝らしていきたいというふうに思っております。

また、駒崎委員から幾つか御指摘がございました。特別養子縁組の件についてでございますけれども、家庭福祉課担当でございますが来ておりませんので、それは確実に伝えたいと思っております。

児童虐待、虐待死を防ぐべきだという御指摘は、当然、御指摘のとおりでございます。現在、児童虐待に関する検討専門委員会というのを社会保障審議会のもとで開きまして検討を進めているということでございまして、その中での初期対応、いかに早期に発見して重篤なケースに至らないようにするかという議論を進めておりますので、そうした点も含めましていろいろな議論を進めていきたいと思っております。

また、居所不明児童についてということでございまして、御指摘をいただいております。ペーパーを出していただいた中にもございまして、約3,000名いた所在不明児が141名に減ったということでございまして、さらにその後の状況についても自治体をお願いして調査をさせていただいております。と申しますのも、異動先、つまり、住民登録のある自治体と住民票のないところの自治体とが情報を共有するような仕組みというのを総務省さんとも協力しながら一つ仕組みをつくり上げたということでございまして、さらにこの人数は減っているというふうに認識しております。整理をしましたら、また公表させていただきたいと思っております。

ただ、1点問題は、行政と接点のない方は、どうやってもなかなか把握できないというところでございまして、そうしたことにどう工夫ができるかというのは引き続きの課題とさせていただきたいというふうに思っております。

無藤会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

宮島委員 今から意見を申し上げてもいいですか。

無藤会長 大丈夫です。

宮島委員 今日、現場の皆さんのさまざまな状況を伺って、本当に時間のない中で皆さん御苦労をされて努力をされているのだと思います。特に消費税の部分はどうなるかわからなかったなどということもあって、恐らくすごく大変だったのだと思って、本当に皆さんの御苦労に感謝します。

それで、そういった中なのでこの先徐々に、だとは思いますが、1つお願いしたいのは、これは先ほど奥山委員がおっしゃったことに通ずるのですが、本来何を狙っていて、どういう思想で何を狙っているのかということの共有です。さまざまな研修の中、今、まだ自治体の方もよくわかっていない部分があるというようなアンケートもありましたけれども、それぞれの保育施設、幼稚園の方々がよくわかるということが全体の進行に重要なのだと思います。

といいますのは、私どもメディアとして、このシステムのスタートに当たって現場の取材をしようと考えて、私たちは誰かの推薦を受ける形ではなくて、自分たちで地べたから取材先を探すのですが、そうしていろいろな幼稚園や保育園に接しますと、新制度に対する理解が余りにもばらばらで、誤解しているところも多く、意見を聞くと、それが全く放送上筋違いなことになってしまうなというようなこともあって、これだけばらばらだと一つの方向性として放送に乗せるのが難しいと思うところがありました。

特に、先ほど財源のお話があったのですが、私は、財源が子供の政策になかなか来なかった理由の一つとして、それぞれの保育の仕方に、皆さん、もちろんやり方に対してのこだわりとか歴史があって、それぞれ以外の保育のやり方に対して多少理解がいないような、外から見ると対立的に見える部分があり、なかなか方向性を一つにすることができずに、ほかの政策から財源をとってくるのがうまくいってなかったのではないかなと思うところがあります。実際に現場に行くと、自分たちはいいけれどもよそのやり方はだめだとか、例えばここにいらっしゃる方は怒られると思うのですが、幼稚園は教育をやっているけれども保育園は教育をやっていないと思っている方がいらっしゃったり、いろいろな誤解があって、そうしたところが対立的に見えるとなかなか財源もとってこれないと思うのです。

今回のシステムが一番いいところは、とにかく親の生活や子供の状態が本当に多様になった中で、どの子供にもちゃんとその状況なりの受け皿をつくり、ちゃんとバックアップをしましょう。そして、日本の女性は諸外国に比べて母親が子供を背負わなければというような気持ちがすごく強くて、そこが一つの重荷になっているところもあるのですが、そこから解放しましょうというようなところが共通だったと思うのです。なので、多分、今、現場の皆さんはさまざまな事務手続とかそういったところに頭が行って、なかなかそのところは御説明が難しいかもしれないのですが、そもそもこのシステムが目指したところが、今後の研修においてより現場に浸透していけばいいと思います。

加えて、方向性で言いますと、やはり今、日本の政権を含めて向かっているのは、女性に二者択一をさせない。子供を育てることも仕事をすることも自分の希望のバランスの中

できるようにしよう、そして女性を戦力にもしたいという国の方向性から見ると、いろいろな意見の方はいながらも、預かり事業とかさまざまな受け皿をふやしていただくことがいいことだと思っております。なので、データで私立幼稚園が移行されたところのほうが一時的預かりを実施されているというのを見ますと、やはり移行はぜひお願いしたいと思うところもありまして、そうしたシステムが目指したところに向けての努力を皆さんにお願いしたいと思っております。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

宮島委員が言われたことと関連しますが、新制度がスタートして1年の3分の1が過ぎようとしています。新制度の施行の前提として、全ての子供たちに良質な成育環境を届けたいと私たちは真剣に議論してまいりました。全ての子供たちを対象とするとしながら、その置かれる法律により教育や保育の定義が異なっております。例えば幼保連携型認定こども園では子供は「園児」と呼ばれ、幼稚園では「幼児」、保育所では「児童」と呼ばれます。この制度を通して全ての子供たちに良質な育成環境を整えていくためには、定義等の整理をしていくべきだと思っております。

これから幼稚園の教育要領の改訂作業が始まり、保育所保育指針の改訂作業も始まっていくと伺っています。さまざまな文言や定義等の整理をする議論を始めていただきたい。

幼保連携型認定こども園は新たな認可の仕組みになりました。ハンドブック改訂版の8ページにもありますが、新たな幼保連携型認定こども園は、制度上認定がありません。認可しかありません。幼稚園を廃止し幼保連携型認定こども園、保育所を廃止して幼保連携型認定こども園の認可を得る。でも認定こども園という名称です。この整理も必要です。

スタートしたばかりの新制度ですが、全ての子供たちのための議論をはじめていただきたい。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

とりあえずよろしいでしょうか。

まだ時間があるので、あとお二人だけでよろしいですか。

では、王寺委員、どうぞ。

王寺委員 では、先ほどは資料に対する質問ということだったので、今から意見を述べたいと思っております。

今、坪井委員も幼稚園が大変混乱しているということは、私どもの全国認定こども園協会でも同じような声をいただいております。ただ、そこは、この制度が始まる前に、国、各自治体、事業所が協働でやるということ、そのことを忘れていてのではないかと思うのです。ただ上から命令されるのではなく、話し合いの中でみんなの共通理解の中でということの欠けているところを、国はぜひコミュニケーションをしっかりとやるということを目指



導していただきたいということを願っております。

それから、大日向先生や宮島委員からも御指摘がありましたものを、私どもは、今日言おうと思っておりました。それは、この制度がそういう計算式や加算の制度ばかりではなくて、本来の持つ、何のためにこれが始まっているのかということ、この制度を利用して地域子育て包括ケアのネットワークの構築のためにあるのではないかと思うのです。それは、高齢者と同じように育児の社会化、社会全体で子供の子育てを支援していくというものが前提になっていたと思うのです。それを動かすのが各地方版の子ども・子育て会議だったということ、もう制度をつくるだけの会議になってしまっているように思います。

今後、大日向先生がおっしゃったようなPDCAサイクルをもとにちゃんとした評価を国はぜひ主導権を持って進めていってほしいと思います。

以上でございます。

無藤会長 では、駒崎委員、どうぞ。

駒崎委員 短く追加で。坪井委員が幼稚園も小規模保育をやりたいと言ってくださって、本当にありがとうございます。ここの中に、でも近隣では地価が高く、土地の取得とか賃借は難しいというようなお話を書かれているのですけれども、まさにそのとおりで、実際に小規模保育の公定価格で賃借料というのは月々3万円ぐらいしか出ていないのです。それだと、都市部だと物件を借りられないので、結局、自治体の上乗せ前提なのですけれども、例えば世田谷とか北区とか上乗せゼロという自治体もあって、そうすると現実的にできないのです。なので、公定価格の中でしっかりそれが賄えるとか、わからないですけれども、何らか工夫をしないと、せっかくこうやって小規模保育をやりたいと言ってくださるところがあっても、自治体によって全然それが変わってしまうという問題があるということ、ぜひインプットさせていただいて、考えていただけたらと思います。

無藤会長 今の小規模の問題は十分に認識して検討させていただきたいと思います。

そろそろ時間ですので、今日はここまでさせていただいてよろしゅうございますか。

いろいろお答えが整わなかった部分は、次回以降、可能なところでまた事務局にお答えいただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局から何か。次回以降は、まだ決まっていないですか。

竹林参事官 まだ決まっていないです。

無藤会長 次回以降は、また調整の上、決定だそうであります。

それでは、第25回子ども・子育て会議、第28回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議を終了いたします。お疲れさまでした。